

集成材の日本農林規格

全部改正：平成19年9月25日農林水産省告示第1152号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、ひき板、小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、幅及び長さの方向に集成接着をした一般材（以下「集成材」という。）に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------------|---|
| 造作用集成材 | 集成材のうち、素地のままのもの、素地の美観を表したもの（これらを二次接着したものを含む。）又はこれらの表面にみぞ切り等の加工若しくは塗装を施したものであって、主として構造物等の内部造作に用いられるものをいう。 |
| 化粧ばり造作用集成材 | 集成材のうち、素地の表面に美観を目的として薄板（薄板を保護するために、薄板と繊維方向を平行にした厚さが5mm未満の合板、薄板と繊維方向を直交させた厚さが2mm以下の単板又は厚さが3mm以下の合板を下貼りしたものを含む。）を貼り付けたもの又はこれらの表面にみぞ切り等の加工若しくは塗装を施したものであって、主として構造物等の内部造作に用いられるものをいう。 |
| 構造用集成材 | 集成材のうち、所要の耐力を目的として等級区分したひき板（幅方向に合わせ調整したもの、長さ方向にスカーフジョイント又はフィンガージョイントで接合接着して調整したものを含む。）をその繊維方向をお互いに平行して積層接着したもの（これらを二次接着したもの又はこれらの表面に集成材の保護等を目的とした塗装等を施したものを含む。）であって、主として構造物の耐力部材として用いられるもの（化粧ばり構造用集成材を除く。）をいう。 |
| 化粧ばり構造用集成材 | 集成材のうち、所要の耐力を目的として選別したひき板（幅方向に接着したものと及び長さ方向にスカーフジョイント又はフィンガージョイントで接合接着して調整したものを含む。）を積層接着し、その表面に美観を目的として薄板（薄板を保護するために、薄板と繊維方向を平行にした厚さが5mm未満の合板、薄板と繊維方向を直交させた厚さが2mm以下の単板又は厚さが3mm以下の合板を下貼りしたものを含む。）を貼り付けたもので、主として在来軸組工法住宅の柱材として用いられるもの（横断面の一辺の長さが90mm以上135mm以下のものに限る。）をいう。 |
| 短 辺 | 集成材の横断面における短い辺をいう。 |
| 長 辺 | 集成材の横断面における長い辺をいう。ただし、横断面が正方形のものにあつては、積層方向の辺をいう。 |
| 材 長 | 通直な集成材について両木口面を結ぶ最短直線の長さをいう。 |
| 仕 上 げ 材 | 造作用集成材のうち、修正びき又は材面調整を行い、寸法仕上げをしたものをいう。 |
| 未 仕 上 げ 材 | 造作用集成材のうち、寸法仕上げをしないものをいう。 |
| 二 次 接 着 | 造作用集成材にあつては集成材どうしのフィンガージョイントによる長さ方向の接合接着を、構造用集成材にあつては同一条件で製造された集成材どうしの幅方向又は積層方向の接着をいう。 |
| ラ ミ ナ | 集成材の構成層をなす材料又はその層をいう。 |
| 幅はぎ未評価ラミナ | 構造用集成材に用いるラミナのうち、矩形であつて、幅方向の接着に使用する接着剤が、第5条の接着の項に規定する各使用環境ごとの使用可能な接着剤以外の接着剤を使用したもの、又は幅方向に接着剤を使用せずに合わせたものをいう。 |
| 大断面集成材 | 構造用集成材のうち、短辺が15cm以上、断面積が300cm ² 以上のものをいう。 |
| 中断面集成材 | 構造用集成材のうち、短辺が7.5cm以上、長辺が15cm以上のものであつて、大断面集成材以外のものをいう。 |
| 小断面集成材 | 構造用集成材のうち、短辺が7.5cm未満又は長辺が15cm未満のものをいう。 |
| 異等級構成集成材 | 構成するラミナの品質が同一でない構造用集成材であつて、はり等高い曲げ性能を必要とする部分に用いられる場合に、曲げ応力を受ける方向が積層面に直角になるよう用いられるものをいう。 |
| 同一等級構成集成材 | 構成するラミナの品質が同一の構造用集成材であつて、ラミナの積層数が2枚又は3枚のものにあつては、はり等高い曲げ性能を必要とする部分に用いられる場合に、曲げ応力を受ける方向が積層面に平行になるよう用いられるものをいう。 |
| 対 称 構 成 | 異等級構成集成材のラミナの品質の構成が中心軸に対して対称であることをいう。 |

| | |
|---------|--|
| 特定対称構成 | 異等級構成集成材のラミナの品質の構成が中心軸に対して対称であり、かつ、曲げ性能を優先したラミナ構成であることをいう。 |
| 非対称構成 | 異等級構成集成材のラミナの品質の構成が中心軸に対して対称でないことをいう。 |
| 最外層用ラミナ | 異等級構成集成材の積層方向の両外側からその方向の辺長の1/6分の1以内の部分に用いるラミナをいう。 |
| 外層用ラミナ | 異等級構成集成材の積層方向の両外側からその方向の辺長の1/6分の1を超えて離れ、かつ、8分の1以内の部分に用いる最外層用ラミナ以外のラミナをいう。 |
| 内層用ラミナ | 異等級構成集成材の積層方向の両外側からその方向の辺長の4分の1以上離れた部分に用いるラミナをいう。 |
| 中間層用ラミナ | 異等級構成集成材のラミナのうち、最外層用ラミナ、外層用ラミナ及び内層用ラミナ以外のラミナをいう。 |
| 等級区分機 | ラミナのヤング係数を測定するために用いる装置をいう。 |
| MSR区分 | 等級区分機を用いて長さ方向に移動させながら連続してヤング係数を測定するとともに、ラミナの曲げ強さ若しくは引張り強さを保証して区分することをいう。 |
| 機械等級区分 | MSR区分以外で等級区分機を用いてラミナの品質を区分することをいう。 |
| 目視等級区分 | 等級区分機によらず、目視によりラミナの品質を区分することをいう。 |
| 使用環境A | 構造用集成材の含水率が長期間継続的に又は断続的に19%を超える環境、直接外気にさらされる環境、太陽熱等により長期間断続的に高温になる環境、構造物の火災時でも高度の接着性能を要求される環境その他の構造物の耐力部材として、接着剤の耐水性、耐候性又は耐熱性について高度な性能が要求される使用環境をいう。 |
| 使用環境B | 構造用集成材の含水率が時々19%を超える環境、太陽熱等により時々高温になる環境、構造物の火災時でも高度の接着性能を要求される環境その他の構造物の耐力部材として、接着剤の耐水性、耐候性又は耐熱性について通常の性能が要求される使用環境をいう。 |
| 使用環境C | 構造用集成材の含水率が時々19%を超える環境、太陽熱等により時々高温になる環境その他の構造物の耐力部材として、接着剤の耐水性、耐候性又は耐熱性について通常の性能が要求される使用環境をいう。 |

(造作用集成材の規格)

第3条 造作用集成材の規格は、次のとおりとする。

| 区 分 | 基 準 | | |
|-----|-------------|---|---------|
| | 1 等 | 2 等 | |
| 品 質 | 接着の程度 | 別記の3の(1)の浸せきはく離試験の結果、二次接着以外にあっては、両木口面におけるはく離率が10%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さの合計がそれぞれの長さの3分の1以下であること。また、二次接着にあっては、当該部分の切断面における平均はく離率が10%以下であること。なお、平均はく離率は、2個の試験片を使用する場合には各試験片のはく離率の平均とし、1個の試験片を使用する場合には当該試験片のはく離率を平均はく離率とする。 | 同左 |
| | 含水率 | 別記の3の(5)の含水率試験の結果、同一試料集成材から採取した試験片の含水率の平均値が15%以下であること。 | 同左 |
| | ホルムアルデヒド放散量 | 別記の3の(9)のホルムアルデヒド放散量試験において、別記の1により抜き取られた試料集成材のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、性能区分に応じ、それぞれ次の表の数値以下であること。ただし、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、この限りでない。 | |
| | 性能区分 | 平均値 | 最大値 |
| | F☆☆☆☆ | 0.3mg/L | 0.4mg/L |
| | F☆☆☆ | 0.5mg/L | 0.7mg/L |

| | | | |
|-----------------------------|--|----------|-------------------------------|
| | F☆☆ | 1. 5mg/L | 2. 1mg/L |
| | F☆☆S | 3. 0mg/L | 4. 2mg/L |
| 見付け材面の品質 | 次項に規定する見付け材面の品質の基準の1等に適合すること。 | | 次項に規定する見付け材面の品質の基準の2等に適合すること。 |
| 曲がり（通直材に限る。）、反り及びねじれ | 矢高が、集成材の長さ1m当たり1mm以下であること。 | | 同左 |
| 塗装（塗装加工を施した旨の表示をしてあるものに限る。） | 気泡、塗装むら等が目立たないこと。 | | 同左 |
| みぞ付け加工、面取り加工及び切削加工 | 良好であること。 | | 同左 |
| 二次接着 | 集成材どうしの長さ方向の接合接着部はフィンガージョイントとし、造作用材として利用上支障のない強度を有し、接着仕上げが良好であり、被着材の外観に調和がとれていること。 | | |
| 寸法 | 表示された寸法と測定した寸法との差が次の表の数値以下であること。 (単位：mm) | | |
| | 区 分 | | 表示された寸法と測定した寸法との差 |
| | 短辺及び | 仕上げ材 | +1.0 -0.5 |
| | 長辺 | 未仕上げ材 | +3.0 -0 |
| | 材長 | | +制限なし -0 |
| 表示事項 | <p>1. 次の事項を一括して表示してあること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 樹種名</p> <p>(3) 見付け材面</p> <p>(4) 寸法</p> <p>(5) ホルムアルデヒド放散量（2又は3に規定する表示をする場合を除く。）</p> <p>(6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</p> <p>2 塗装したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨を表示することができる。</p> <p>3 塗装していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。</p> | | |
| 表示の方法 | <p>1 表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>ア 仕上げ材にあっては「造作用集成材」と、未仕上げ材にあっては「造作用集成材（未仕上げ）」と記載すること。</p> <p>イ 塗装したものにあっては、「造作用集成材（塗装）」と記載すること。</p> <p>ウ 用途が特定しているものにあっては、「造作用集成材」、「造作用集成材（塗装）」又は「造作用集成材（未仕上げ）」の次に、括弧を付して、「(てすり)」等と用途を一般的な呼称で記載すること。</p> <p>(2) 樹種名</p> <p>樹種名を使用量の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>(3) 見付け材面</p> <p>1面、2面、3面及び4面のいずれかを表す文字等を記載すること。</p> | | |

| | |
|--------|---|
| | <p>(4) 寸法 寸法は、「短辺」、「長辺」及び「材長」の文字の次に、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、等断面でないもの又は型取り加工を施したものであって、短辺又は長辺の表示が困難なものにあっては、短辺又は長辺の表示を、通直材以外のものにあっては材長の表示を省略することができる。この場合においては、「短辺」、「長辺」又は「材長」の文字の次に「略」と記載すること。</p> <p>(5) ホルムアルデヒド放散量 性能区分がF☆☆☆☆のものにあっては「F☆☆☆☆」と、性能区分がF☆☆☆のものにあっては「F☆☆☆」と、性能区分がF☆☆のものにあっては「F☆☆」と、性能区分がF☆Sのものにあっては「F☆S」と記載すること。</p> <p>2 表示事項の項の2により、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨の表示をする場合には「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用」と記載すること。</p> <p>3 表示事項の項の3により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。</p> <p>4 表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により、各個又は各こりごとに、見やすい箇所にしてあること。</p> |
| 表示禁止事項 | <p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</p> |

2 前項の見付け材面の品質の基準は、次のとおりとする。

| 事 項 | 基 準 | |
|----------------|---|---|
| | 1 等 | 2 等 |
| 節 | <p>1 長径が10mm以下であること。</p> <p>2 抜け節、腐れ節及び抜けやすい節のないこと。</p> | <p>1 長径が30mm以下であること。</p> <p>2 抜け節、腐れ節及び抜けやすい節のないこと。</p> |
| やにつぼ、やにすじ及び入り皮 | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 |
| 欠 け 及 び き ず | 極めて軽微であること。 | 欠けにあっては、厚さが2mm以下、幅が3mm以下、長さが50mm以下であり、かつ、1個以下であること。 きずにあっては、軽微であること。 |
| 腐 れ | ないこと。 | 木質部の破壊にまで達していないもの又は認知できる程度まで木材の硬度に変化を与えていないものであって、かつ、腐れの面積が極めて小部分であること。 |
| 割 れ | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 |
| 変 色 及 び 汚 染 | 極めて軽微であること。 | 顕著でないこと。 |
| 穴 | 極めて軽微であること。 | 顕著でないこと。 |
| 逆 目 | 極めて軽微であること。 | 顕著でないこと。 |
| 接 合 の 透 き 間 | 極めて軽微であること。 | 顕著でないこと。 |
| 補 修 | 材色又は木理が周囲の材とよく調和し、補修部分の透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないこと。 | 補修部分の透き間がなく、脱落又は陥没のおそれのないこと。 |
| そ の 他 の 欠 点 | 極めて軽微であること。 | 顕著でないこと。 |

(注) 1 みぞ付け加工を施したみぞの内部については、節及び補修であって美観を損じないものについては、欠点として取り扱わない。

2 補修とは、埋木すること又は合成樹脂等を充てんすることをいう。

(化粧ばり造作用集成材の規格)

第4条 化粧ばり造作用集成材の規格は、次のとおりとする。

| 区分 | 基準 | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|-------------------------------|-------------------|--|--------|------|------|----|-------|----|
| | 1等 | 2等 | | | | | | | | | |
| 品質 | 接着の程度 | 別記の3の(1)の浸せきはく離試験の結果、両木口面におけるはく離率が10%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さの合計がそれぞれの長さの3分の1以下であること。 | 同左 | | | | | | | | |
| | 含水率 | 別記の3の(5)の含水率試験の結果、同一試料集成材から採取した試験片の含水率の平均値が15%以下であること。 | 同左 | | | | | | | | |
| | 表面割れに対する抵抗性 | 別記の3の(6)の表面割れに対する抵抗性試験の結果、試験片の表面に割れを生ぜず、又は生じても軽微であること。 | 同左 | | | | | | | | |
| | ホルムアルデヒド放散量 | 前条第1項の表ホルムアルデヒド放散量の項に同じ。 | 同左 | | | | | | | | |
| | 見付け材面の品質 | 次項に規定する見付け材面の品質の基準の1等に適合すること。 | 次項に規定する見付け材面の品質の基準の2等に適合すること。 | | | | | | | | |
| | 塗装（塗装加工を施した旨の表示をしてあるものに限る。） | 気泡、塗装むら等が目立たないこと。 | 同左 | | | | | | | | |
| | 曲がり（通直材に限る。）、反り及びねじれ | 矢高が、集成材の長さ1m当たり1mm以下であること。ただし、敷居及びかまいの反りにあつては、矢高が、集成材の長さ1m当たり3mm以下であること。 | 同左 | | | | | | | | |
| | みぞ付け加工、面取り加工及び切削加工 | 良好であること。 | 同左 | | | | | | | | |
| | 化粧薄板の厚さ | 1 敷居、かまち及び階段板の上面にあつては、1.5mm以上であること。 2 柱にあつては、1.2mm以上であること。 3 敷居、かまち及び階段板の上面並びに柱以外のものにあつては、0.6mm以上であること。 | 同左 | | | | | | | | |
| 寸法 | 表示された寸法と測定した寸法との差が次の表の数値以下であること。 (単位：mm) | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">表示された寸法と測定した寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短辺及び長辺</td> <td>+1.0</td> <td>-0.5</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td>+制限なし</td> <td>-0</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 表示された寸法と測定した寸法との差 | | 短辺及び長辺 | +1.0 | -0.5 | 材長 | +制限なし | -0 |
| 区分 | 表示された寸法と測定した寸法との差 | | | | | | | | | | |
| 短辺及び長辺 | +1.0 | -0.5 | | | | | | | | | |
| 材長 | +制限なし | -0 | | | | | | | | | |
| 表示 | 表示事項 | 1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 品名 (2) 樹種名（芯材） (3) 樹種名（化粧薄板） (4) 化粧薄板の厚さ (5) 見付け材面 (6) 寸法 (7) ホルムアルデヒド放散量（2又は3に規定する表示をする場合を除く。） (8) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地 2 前条第1項の表表示事項の項の2に同じ。 3 前条第1項の表表示事項の項の3に同じ。 | | | | | | | | | |
| | 表示の方法 | 1 表示事項の項の(1)から(7)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 | | | | | | | | | |

| | |
|--------|---|
| | <p>(1) 品名</p> <p>ア 「化粧ばり造作用集成材」と記載すること。</p> <p>イ 塗装したものにあっては、「化粧ばり造作用集成材（塗装）」と記載すること。</p> <p>ウ 用途が特定しているものにあっては、「化粧ばり造作用集成材」又は「化粧ばり造作用集成材（塗装）」の次に、括弧を付して、「(なげし)」等と用途を一般的な呼称で記載すること。</p> <p>(2) 樹種名（芯材）</p> <p>樹種名を使用量の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>(3) 樹種名（化粧薄板）</p> <p>樹種名を最も一般的な名称で記載すること。</p> <p>(4) 化粧薄板の厚さ</p> <p>ミリメートルの単位で、単位を明記して少数第1位までの数値を記載すること。</p> <p>(5) 見付け材面</p> <p>1面、2面、3面及び4面のいずれかを表す文字等を記載すること。</p> <p>(6) 寸法</p> <p>寸法は、「短辺」、「長辺」及び「材長」の文字の次に、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、等断面でないもの又は型取り加工を施したものであって、短辺又は長辺の表示が困難なものにあっては短辺又は長辺の表示を、通直材以外のものにあっては材長の表示を省略することができる。この場合においては、「短辺」、「長辺」又は「材長」の文字の次に、「略」と記載すること。</p> <p>(7) 前条第1項の表表示の方法の項の1の(5)に同じ。</p> <p>2 前条第1項の表表示の方法の項の2に同じ。</p> <p>3 前条第1項の表表示の方法の項の3に同じ。</p> <p>4 表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により、各個又は各こりごとに、見やすい箇所にしてあること。</p> |
| 表示禁止事項 | 前条第1項の表表示禁止事項の項に同じ。 |

2 前項の見付け材面の品質の基準は、次のとおりとする。

| 事 項 | 基 準 | |
|----------------|-------------------------------------|--|
| | 1 等 | 2 等 |
| 節 | ないこと。 | 1 長径が30mm以下であって、あまり美観を損じないこと。 2 抜け節、腐れ節及び抜けやすい節のないこと。 |
| やにつぼ、やにすじ及び入り皮 | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 |
| 欠 け 及 び き ず | ないこと。 | 欠けにあっては、厚さが2mm以下、幅が3mm以下、長さが50mm以下であり、かつ、1個以下であること。きずにあっては、軽微であること。 |
| 腐 れ | ないこと。 | 木質部の破壊にまで達していないもの又は認知できる程度まで木材の硬度に変化を与えていないものであって、かつ、腐れの面積が小部分であること。 |
| 割 れ | ないこと。 | 軽微であること。 |
| 変 色 及 び 汚 染 | 極めて軽微であること。 | 顕著でないこと。 |
| 穴 | ないこと。 | 長径が2mm以下のもので集在していないこと。 |
| 逆 目 | ないこと。 | 軽微であること。 |
| ふくれ、しわ及び重なり | ないこと。 | 極めて軽微であること。 |
| は ぎ 目 の 透 き | ないこと。 | 透き間の幅が0.3mm以下のものであること。 |
| 色調及び木理の不整 | 見付け材面のそれぞれの材色及び木理の走向が、おおむね調和していること。 | 同左 |
| 補 修 | 補修部分が小部分で、材色又は木理が周囲の材と | 材色又は木理が周囲の材とよく調和し、補修部分 |

| | | |
|--------|------------------------------------|--------------------------|
| | よく調和し、補修部分の透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないこと。 | の透き間がなく、脱落又は陥没のおそれのないこと。 |
| その他の欠点 | 極めて軽微であること。 | 顕著でないこと。 |

(注) 前条の造作用集成材の規格の見付け材面の品質の基準の(注)に同じ。

(構造用集成材の規格)

第5条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。

| 区 分 | | 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|---------|--|--------------|--|--------------|---|-----------------------------|-----|----|---|------------|-----|---|--|-----|----|---|-----------------------------------|-----|---|--|-----|----|---|----------|-----|
| 品 質 | 接着の程度 (ラミナのうち、幅方向に接合したもので接着の程度の評価をしない部分を除く。) | 接着層全体が一様に接着されているものであって、次の(1)、(2)及び(4)の要件を満たし、又は次の(3)及び(4)の要件を満たすこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (1) 別記の3の(1)の浸せきはく離試験の結果、試験片の両木口面におけるはく離率が5%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さの合計がそれぞれの長さの4分の1以下であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (2) 別記の3の(2)の煮沸はく離試験の結果、試験片の両木口面におけるはく離率が5%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さの合計がそれぞれの長さの4分の1以下であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (3) 別記の3の(3)の減圧加圧はく離試験の結果、試験片の両木口面におけるはく離率が5%以下であり、かつ、同一接着層におけるはく離の長さの合計がそれぞれの長さの4分の1以下であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (4) 別記の3の(4)のブロックせん断試験の結果、試験片のせん断強さ及び木部破断率が次の表の数値以上であること。ただし、1個の試験片についてのせん断強さ又は木部破断率の一方が次の表の数値以上であり、他方がそれ未満である場合には、当該接着層について再試験を行うことができる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種 区分 の番 号</th> <th>樹 種 区 分</th> <th>せん断強さ (MPa又は N/mm²)</th> <th>木部破断率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>イタヤカエデ、カバ、ブナ、ミズナラ、ケヤキ及びアビトン</td> <td>9.6</td> <td rowspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>タモ、シオジ及びニレ</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ヒノキ、ヒバ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ベイヒ、ダフリカカラマツ、サザンパイン、ベイマツ及びホワイトサイプレスパイン</td> <td>7.2</td> <td rowspan="2">65</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ツガ、アラスカイエローシダー、ベニマツ、ラジアタパイン及びベイツガ</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>モミ、トドマツ、エゾマツ、ベイモミ、スプルース、ロジックポールパイン、ボンデローサパイン、オウシュウアカマツ、ジャックパイン及びブラワン</td> <td>6.0</td> <td rowspan="2">70</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>スギ及びベイスギ</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> | | 樹種 区分 の番 号 | 樹 種 区 分 | せん断強さ (MPa又は N/mm ²) | 木部破断率 (%) | 1 | イタヤカエデ、カバ、ブナ、ミズナラ、ケヤキ及びアビトン | 9.6 | 60 | 2 | タモ、シオジ及びニレ | 8.4 | 3 | ヒノキ、ヒバ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ベイヒ、ダフリカカラマツ、サザンパイン、ベイマツ及びホワイトサイプレスパイン | 7.2 | 65 | 4 | ツガ、アラスカイエローシダー、ベニマツ、ラジアタパイン及びベイツガ | 6.6 | 5 | モミ、トドマツ、エゾマツ、ベイモミ、スプルース、ロジックポールパイン、ボンデローサパイン、オウシュウアカマツ、ジャックパイン及びブラワン | 6.0 | 70 | 6 | スギ及びベイスギ | 5.4 |
| | | 樹種 区分 の番 号 | 樹 種 区 分 | せん断強さ (MPa又は N/mm ²) | 木部破断率 (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | イタヤカエデ、カバ、ブナ、ミズナラ、ケヤキ及びアビトン | 9.6 | 60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | タモ、シオジ及びニレ | 8.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | ヒノキ、ヒバ、カラマツ、アカマツ、クロマツ、ベイヒ、ダフリカカラマツ、サザンパイン、ベイマツ及びホワイトサイプレスパイン | 7.2 | 65 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | ツガ、アラスカイエローシダー、ベニマツ、ラジアタパイン及びベイツガ | 6.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | モミ、トドマツ、エゾマツ、ベイモミ、スプルース、ロジックポールパイン、ボンデローサパイン、オウシュウアカマツ、ジャックパイン及びブラワン | 6.0 | 70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | スギ及びベイスギ | 5.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 含水率 | 別記の3の(5)の含水率試験の結果、同一試料集成材から採取した試験片の含水率の平均値が15%以下であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曲げ性能(曲げ性能試験を行った旨の表示をしてあるものに限る。) | 別記の3の(7)のAの曲げA試験の結果、次の(1)から(3)までの要件を満たすこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 別記の1により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の曲げヤング係数の平均値が表1の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の平均値の欄に掲げる数値以上であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 別記の1により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げヤング係数が、表1の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の下限値の欄に掲げる数値以上であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 別記の1により抜き取った試料集成材、試験片又はモデル試験体の95%以上の曲げ強さが、表1の強度等級の欄に掲げる強度等級のうち格付しようとするものに応じた同表の曲げ強さの欄に掲げる数値(非対称異等級構成集成材の圧縮側の試験片にあっては、表2の数値)に、異等級構成集成材にあっては表3の、同一等級構成集成材にあっては表4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる係数を乗じて得た数値以上であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表 1

| | 積層数 | 強度等級 | 曲げヤング係数 (GPa又は 10^3 N/mm ²) | | 曲げ強さ (MPa 又はN/ mm ²) |
|--------------|----------|------------|---|------|---|
| | | | 平均値 | 下限値 | |
| 対称異等級構成集成材 | | E170-F495 | 17.0 | 14.0 | 49.5 |
| | | E150-F435 | 15.0 | 12.5 | 43.5 |
| | | E135-F375 | 13.5 | 11.5 | 37.5 |
| | | E120-F330 | 12.0 | 10.0 | 33.0 |
| | | E105-F300 | 10.5 | 9.0 | 30.0 |
| | | E95-F270 | 9.5 | 8.0 | 27.0 |
| | | E85-F255 | 8.5 | 7.0 | 25.5 |
| | | E75-F240 | 7.5 | 6.5 | 24.0 |
| | | E65-F225 | 6.5 | 5.5 | 22.5 |
| | | E65-F220 | 6.5 | 5.5 | 22.0 |
| E55-F200 | 5.5 | 4.5 | 20.0 | | |
| 特定対称異等級構成集成材 | 4枚以上 | ME120-F330 | 12.0 | 10.0 | 33.0 |
| | | ME105-F300 | 10.5 | 9.0 | 30.0 |
| | | ME95-F270 | 9.5 | 8.0 | 27.0 |
| | | ME85-F255 | 8.5 | 7.0 | 25.5 |
| 非対称異等級構成集成材 | | E160-F480 | 16.0 | 13.5 | 48.0 |
| | | E140-F420 | 14.0 | 11.5 | 42.0 |
| | | E125-F360 | 12.5 | 10.5 | 36.0 |
| | | E110-F315 | 11.0 | 9.0 | 31.5 |
| | | E100-F285 | 10.0 | 8.5 | 28.5 |
| | | E90-F255 | 9.0 | 7.5 | 25.5 |
| | | E80-F240 | 8.0 | 6.5 | 24.0 |
| | | E70-F225 | 7.0 | 6.0 | 22.5 |
| | | E60-F210 | 6.0 | 5.0 | 21.0 |
| | | E60-F205 | 6.0 | 5.0 | 20.5 |
| E50-F170 | 5.0 | 4.5 | 17.0 | | |
| 同一等級構成集成材 | 4枚以上 | E190-F615 | 19.0 | 16.0 | 61.5 |
| | | E170-F540 | 17.0 | 14.0 | 54.0 |
| | | E150-F465 | 15.0 | 12.5 | 46.5 |
| | | E135-F405 | 13.5 | 11.5 | 40.5 |
| | | E120-F375 | 12.0 | 10.0 | 37.5 |
| | | E105-F345 | 10.5 | 9.0 | 34.5 |
| | | E95-F315 | 9.5 | 8.0 | 31.5 |
| | | E85-F300 | 8.5 | 7.0 | 30.0 |
| | | E75-F270 | 7.5 | 6.5 | 27.0 |
| | | E65-F255 | 6.5 | 5.5 | 25.5 |
| | E55-F225 | 5.5 | 4.5 | 22.5 | |
| | 3枚 | E190-F555 | 19.0 | 16.0 | 55.5 |
| | | E170-F495 | 17.0 | 14.0 | 49.5 |
| | | E150-F435 | 15.0 | 12.5 | 43.5 |
| | | E135-F375 | 13.5 | 11.5 | 37.5 |
| | | E120-F330 | 12.0 | 10.0 | 33.0 |
| | | E105-F300 | 10.5 | 9.0 | 30.0 |
| E95-F285 | | 9.5 | 8.0 | 28.5 | |
| E85-F270 | 8.5 | 7.0 | 27.0 | | |

| | | | | |
|--------|-----------|------|------|------|
| | E 75-F255 | 7.5 | 6.5 | 26.5 |
| | E 65-F240 | 6.5 | 5.5 | 24.0 |
| | E 55-F225 | 5.5 | 4.5 | 22.5 |
| 2 枚 | E190-F510 | 19.0 | 16.0 | 51.0 |
| | E170-F450 | 17.0 | 14.0 | 45.0 |
| | E150-F390 | 15.0 | 12.5 | 39.0 |
| | E135-F345 | 13.5 | 11.5 | 34.5 |
| | E120-F300 | 12.0 | 10.0 | 30.0 |
| | E105-F285 | 10.5 | 9.0 | 28.5 |
| | E 95-F270 | 9.5 | 8.0 | 27.0 |
| | E 85-F255 | 8.5 | 7.0 | 25.5 |
| | E 75-F240 | 7.5 | 6.5 | 24.0 |
| | E 65-F225 | 6.5 | 5.5 | 22.5 |
| | E 55-F200 | 5.5 | 4.5 | 20.0 |

表 2

| | 強度等級 | 曲げ強さ (MPa又はN/mm ²) |
|---------------------|-----------|--------------------------------|
| 非対称異等 級構成集成 材 | E160-F480 | 34.5 |
| | E140-F420 | 28.5 |
| | E125-F360 | 25.5 |
| | E110-F315 | 24.0 |
| | E100-F285 | 22.5 |
| | E 90-F255 | 21.0 |
| | E 80-F240 | 19.5 |
| | E 70-F225 | 18.0 |
| | E 60-F210 | 16.5 |
| | E 60-F205 | 16.0 |
| | E 50-F170 | 14.0 |

表 3

| 異等級構成集成材に係る試料集成材、試験片又は モデル試験体の厚さ方向の辺長 (mm) | 係 数 |
|---|------|
| 100以下 | 1.13 |
| 100超 | 1.08 |
| 150超 | 1.05 |
| 200超 | 1.02 |
| 250超 | 1.00 |
| 300超 | 0.96 |
| 450超 | 0.93 |
| 600超 | 0.91 |
| 750超 | 0.89 |
| 900超 | 0.87 |
| 1050超 | 0.86 |
| 1200超 | 0.85 |
| 1350超 | 0.84 |
| 1500超 | 0.83 |
| 1650超 | 0.82 |
| 1800超 | 0.80 |

表 4

| 同一等級構成集成材に係る試料集成材、試験片又は モデル試験体の厚さ方向の辺長 (mm) | 係 数 |
|--|------|
| 100以下 | 1.00 |

| | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>100超</td> <td>150以下</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>150超</td> <td>200以下</td> <td>0.93</td> </tr> <tr> <td>200超</td> <td>250以下</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>250超</td> <td>300以下</td> <td>0.89</td> </tr> <tr> <td>300超</td> <td></td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table> | 100超 | 150以下 | 0.96 | 150超 | 200以下 | 0.93 | 200超 | 250以下 | 0.90 | 250超 | 300以下 | 0.89 | 300超 | | 0.85 |
|--|---|---------|-------|------|--------------|---------|---------|-------------|---------|---------|------------|---------|---------|------------|---------|---------|
| 100超 | 150以下 | 0.96 | | | | | | | | | | | | | | |
| 150超 | 200以下 | 0.93 | | | | | | | | | | | | | | |
| 200超 | 250以下 | 0.90 | | | | | | | | | | | | | | |
| 250超 | 300以下 | 0.89 | | | | | | | | | | | | | | |
| 300超 | | 0.85 | | | | | | | | | | | | | | |
| ホルムアルデヒド放散量（ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものに限る。） | <p>別記の3の⑨のホルムアルデヒド放散量試験において、別記の1により採取した試料集成材のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、表示の区分に応じ、それぞれ次の数値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示の区分</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F☆☆☆☆と表示するもの</td> <td>0.3mg/L</td> <td>0.4mg/L</td> </tr> <tr> <td>F☆☆☆と表示するもの</td> <td>0.5mg/L</td> <td>0.7mg/L</td> </tr> <tr> <td>F☆☆と表示するもの</td> <td>1.5mg/L</td> <td>2.1mg/L</td> </tr> <tr> <td>F☆Sと表示するもの</td> <td>3.0mg/L</td> <td>4.2mg/L</td> </tr> </tbody> </table> | 表示の区分 | 平均値 | 最大値 | F☆☆☆☆と表示するもの | 0.3mg/L | 0.4mg/L | F☆☆☆と表示するもの | 0.5mg/L | 0.7mg/L | F☆☆と表示するもの | 1.5mg/L | 2.1mg/L | F☆Sと表示するもの | 3.0mg/L | 4.2mg/L |
| 表示の区分 | 平均値 | 最大値 | | | | | | | | | | | | | | |
| F☆☆☆☆と表示するもの | 0.3mg/L | 0.4mg/L | | | | | | | | | | | | | | |
| F☆☆☆と表示するもの | 0.5mg/L | 0.7mg/L | | | | | | | | | | | | | | |
| F☆☆と表示するもの | 1.5mg/L | 2.1mg/L | | | | | | | | | | | | | | |
| F☆Sと表示するもの | 3.0mg/L | 4.2mg/L | | | | | | | | | | | | | | |
| ラミナの品質（曲げ性能試験を行った旨の表示をしてあるものを除く。） | 次項に規定するラミナの品質の基準に適合すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 積層接着するラミナの品質の構成 | 第3項に規定する積層接着するラミナの品質の構成の基準に適合すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ラミナの積層数 | <p>1 異等級構成集成材にあつては、4枚以上であること。</p> <p>2 同一等級構成集成材にあつては、2枚以上であること。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材面の品質 | 第4項に規定する材面の品質の基準の1種、2種又は3種のいずれかに適合すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 塗装仕上げ（塗装加工を施したものに限る。） | 気泡、塗装むら等が目立たないこと。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 曲がり（通直材に限る。） | 矢高が、構造用集成材の長さ1mあたり、1mm以下であること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反り及びねじれ | 極めて軽微であること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湾曲部の最小曲率半径（通直材を除く。） | 第5項に規定する湾曲部の最少曲率半径の基準に適合すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 隣接するラミナの長さ方向の接着部の間隔等（長さ方向に接着したラミナを互いに隣接して積層したものに限る。） | 第6項に規定する隣接するラミナの長さ方向の接着部の間隔等の基準に適合すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幅方向に接合したラミナの品質等 | 当該部分の品質は、幅はぎ未評価ラミナを除き接着の程度の項に適合すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幅はぎ未評価ラミナの使用箇所等 | 部材として積層方向に荷重がかかることが明らかな異等級構成集成材（大断面集成材に限る。）の内層及び中間層についてのみで、使用箇所は1つのラミナに対し1箇所限定し、かつ、ラミナとラミナの透き間が6mm以内であること。また、それが互いに隣接して積層するラミナに存在する場合、当該箇所が互いにラミナの厚さの1倍以上離れていること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二次接着の仕上 | 同一条件で製造された、集成材どうしの接着仕上げが良好であり、被着材の外観に調和がとれている | | | | | | | | | | | | | | | |

| | げ等 | こと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------------------------|--|---------------------------------------|--|-------------------|----|-----|--------|----------|---------------|----|-----|-----------------------------|------------------|----------------|---------------|-----------------|---------------------------------------|----|--|------|
| 材 料 | ラミナの厚さ | <p>1 ラミナは、厚さが5 cm以下であり、原則として等厚であり、仕上げ加工後において中心軸に対して対称であること。ただし、実大強度試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算等によって強度が確認された集成材にあつては、厚さが6 cm以下とする。</p> <p>2 仕上げ加工後において、最外層ラミナの厚さは他の等厚のラミナの厚さの80%以上であること。ただし、同一等級構成集成材及び実大強度試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算によって強度が確認された異等級構成集成材にあつては、構成層中で最大となるラミナの厚さに対して3分の2以上の範囲で構成することができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 接着剤 | <p>1 使用環境Aの表示をしてあるものにあつては、第2条に定義する要求性能を満たした次に掲げる樹脂又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>(1) ラミナの積層方向、幅方向の接着及び二次接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂</p> <p>(2) 長さ方向の接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂、メラミン樹脂</p> <p>2 使用環境Bの表示をしてあるものにあつては、第2条に定義する要求性能を満たした次に掲げる樹脂又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>(1) ラミナの積層方向、幅方向の接着及び二次接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂</p> <p>(2) 長さ方向の接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂、メラミン樹脂</p> <p>3 使用環境Cの表示をしてあるものにあつては、第2条に定義する要求性能を満たした次に掲げる樹脂又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>(1) ラミナの積層方向、幅方向の接着及び二次接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂、水性高分子イソシアネート系樹脂（日本工業規格（以下「JIS」という。）K 6806に定める1種1号の性能を満足するもの。以下同じ。）</p> <p>(2) 長さ方向の接着に用いる接着剤 レゾルシノール樹脂及びレゾルシノール・フェノール樹脂、水性高分子イソシアネート系樹脂、メラミン樹脂、メラミンユリア共縮合樹脂</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寸 法 | 表示された寸法と測定した寸法との差が次の表の数値以下であること。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>表示された寸法と測定した寸法との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">短辺</td> <td>大断面</td> <td>±1.5mm</td> </tr> <tr> <td>中断面及び小断面</td> <td>+1.5mm -0.5mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長辺</td> <td>大断面</td> <td>±1.5% (ただし、±5mmを超えないこと。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中断面 及び小 断面</td> <td>300mm以下 のもの</td> <td>+1.5mm -0.5mm</td> </tr> <tr> <td>300mmを超 えるもの</td> <td>±0.5% (ただし、+5.0mm、-3.0mmを 超えないこと。)</td> </tr> <tr> <td>材長</td> <td></td> <td>±5mm</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | | 表示された寸法と測定した寸法との差 | 短辺 | 大断面 | ±1.5mm | 中断面及び小断面 | +1.5mm -0.5mm | 長辺 | 大断面 | ±1.5% (ただし、±5mmを超えないこと。) | 中断面 及び小 断面 | 300mm以下 のもの | +1.5mm -0.5mm | 300mmを超 えるもの | ±0.5% (ただし、+5.0mm、-3.0mmを 超えないこと。) | 材長 | | ±5mm |
| | 区 分 | | 表示された寸法と測定した寸法との差 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短辺 | 大断面 | ±1.5mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中断面及び小断面 | +1.5mm -0.5mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長辺 | 大断面 | ±1.5% (ただし、±5mmを超えないこと。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中断面 及び小 断面 | 300mm以下 のもの | +1.5mm -0.5mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 300mmを超 えるもの | ±0.5% (ただし、+5.0mm、-3.0mmを 超えないこと。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材長 | | ±5mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表 示 | 表示事項 | <p>1 次の事項を一括して表示してあること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 強度等級</p> <p>(3) 材面の品質</p> <p>(4) 接着性能</p> <p>(5) 樹種名</p> <p>(6) 寸法</p> <p>(7) ラミナの積層数（薄板を貼り付けたものに限る。）</p> <p>(8) 検査方法（別記の3の(7)のAの曲げA試験を行うものに限る。）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| | <p>(9) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</p> <p>2 柱等高い圧縮強さを必要とする部分のみに用いられることが明らかであるもの以外のものにあつては、1に規定するもののほか、使用方向を表示してあること。</p> <p>3 幅はぎ未評価ラミナを用いる場合にあっては、1又は2に規定するもののほか、当該ラミナを使用した構成層を表示してあること。</p> <p>4 ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものにあつては、1から3までに規定するもののほか、ホルムアルデヒド放散量の表示記号を一括して表示してあること。</p> <p>5 ラミナの厚さの項、第3項の(1)のイの表の（注）の5又は同項の(2)のイの表の（注）の1及び同項の(3)のイの表の（注）の5の実大強度試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算等による強度確認を行ったものにあつては、1から4までに規定するもののほか、実大強度試験又は実証試験を伴うシミュレーション計算等を実施した旨の表示をしてあること。</p> <p>6 第6項の表の（注）のプルーフロードによる強度確認を行ったものにあつては、1から5までに規定するもののほか、プルーフロードによる強度確認を行った旨の表示をしてあること。</p> <p>7 塗装したものであつて、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から6までに規定しているもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨を表示することができる。</p> <p>8 塗装していないものであつて、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から6までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。</p> |
| 表示方法 | <p>1 表示事項の項の1の(1)から(8)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>ア 異等級構成集成材のうち対称構成のもの（以下「対称異等級構成集成材」という。）にあつては「異等級構成集成材（対称構成）」とし、このうち特定対称構成のものにあつては「異等級構成集成材（特定対称構成）」と記載すること。異等級構成集成材のうち非対称構成のもの（以下「非対称異等級構成集成材」という。）にあつては「異等級構成集成材（非対称構成）」と、同一等級構成集成材にあつては「同一等級構成集成材」と記載すること。</p> <p>イ 大断面集成材にあつては「大断面」と、中断面集成材にあつては「中断面」と、小断面集成材にあつては「小断面」と記載すること。</p> <p>ウ 用いられる構造物の部分が特定しているものにあつては、括弧を付して、「小屋組」、「はり」、「柱」等とその用いられる構造物の部分を一般的な呼称で記載すること。</p> <p>(2) 強度等級 別表の強度等級を記載すること。</p> <p>(3) 材面の品質 「1種」、「2種」又は「3種」と記載すること。</p> <p>(4) 接着性能 「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載すること。</p> <p>(5) 樹種名 樹種名をその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、複数の樹種を用いた場合は「樹種名」（最外層）、「樹種名」（外層）、「樹種名」（中間層）、「樹種名」（内層）と記載すること。なお、同一樹種が複数の層域にまたがる場合は該当する層をまとめて記載すること。</p> <p>(6) 寸法 短辺、長辺及び材長（通直材以外のものにあつては、短辺及び長辺に限る。）をミリメートル、センチメートル又はメートルの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(7) ラミナの積層数 ラミナの積層数を記載すること。</p> <p>(8) 検査方法 別記の3の(7)のアの曲げA試験を行うものにあつては、曲げ強度試験を行った旨を記載すること。</p> |